

## 「浜松市外国人材等日本語学習支援事業費補助金」に関するQ & A

### 応募できる事業所条件は何ですか

- 応募できる事業所の条件は下記のとおりです。全ての要件を満たす必要があります。
  - 1 浜松市内に本店、支店、営業所、工場、事務所その他これらに類する施設を有する法人又は浜松市内で事業を営む者であること
  - 2 市税を完納していること
  - 3 暴力団又は暴力団員等と関係を有していないこと
  - 4 市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること（納税義務者に対して給与の支払をする者に限る）

### 補助金を申請する要件は何ですか

- 対象となる要件は下記のとおりです。全ての要件を満たす必要があります。
  - 1 雇用する又は雇用を予定する外国人材等の日本語能力の向上のため、日本語学校等へ就学させ、事業者が就学に要する経費を全額負担していること（外国人材等の負担がないこと）
  - 2 外国人材等が就学する日本語学校の教育課程を修了しており、補助金申請日の前日から起算して過去1年以内に日本語能力試験 NI～N3 レベルの認定を受けていること
  - 3 補助金申請日において、事業者が、労働関係法令並びに出入国関係法令上適法にその外国人材等を正規雇用していること
  - 4 外国人材等の勤務先が浜松市内であり、かつ、「風俗営業」「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」に該当しないこと
  - 5 同一の外国人材等について、過去にこの補助金の交付を受けていないこと
  - 6 市、国、他の地方公共団体又は公共的団体の他の助成制度による財政的支援を受けたことがないこと、又は受ける見込みがないこと

### 日本語能力試験とは何ですか

- 独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力を測定し、認定する試験です。  
詳しくは実施団体のホームページ (<https://www.jlpt.jp>) をご確認ください。

**外国人材等の定義は何ですか**

- 日本語に通じない（日本語を母語としない）外国籍又は日本国籍の者で、浜松市内で就労する者や就労を希望する者をいいます。

**どのような日本語学校等へ就学していることが条件となりますか**

- 下記のいずれかが提供する日本語教育プログラムを利用していることが条件となります。

①日本語学校

法務省により告示された日本語教育機関（いわゆる法務省告示校）や登録日本語教育機関。法務省告示校は、出入国在留管理庁ホームページ日本語教育機関等告示でご確認ください。

[https://www.moj.go.jp/isa/laws/nyukan\\_hourei\\_index.html](https://www.moj.go.jp/isa/laws/nyukan_hourei_index.html)

②日本語教室

日本語教師が日本語を教える教室への就学。なお、日本語教師とは次の者をいいます。

- 登録日本語教員
- (公財) 日本国際教育支援協会が行う日本語教育能力検定試験に合格した者
- 文化庁認定の日本語教師養成講座（420時間）を修了した者
- 大学において日本語教育を専攻した者

**どのような経費が補助対象となりますか**

- 対象となる経費は下記のとおりです。なお、認定取得までの3年間分が対象となります。

- 1 入学の選考にかかる経費
- 2 入学金
- 3 就学期間中の授業料（名称を問わず、授業を受けることの対価として支払う経費であれば対象となります）
- 4 就学に必要な教科書代及び教材費

- 下記の経費は対象となりません。

- 1 就学に必要な交通費（学校に通うための交通費）
- 2 寄宿料（寮費など）

書店などで購入した教科書代や教材費は補助対象になりますか

- 対象になりません。日本語学校や日本語教室から購入した教科書代や教材費のみ対象となります。

オンライン学習や、日本語教師を事業所に招いて学習した場合は対象になりますか

- 日本語学校や日本語教室が提供しているものであれば、オンライン学習や事業所での集団学習なども対象になります。

グループワークで学習した場合は対象になりますか

- 対象になります。グループワークにおける1人あたりの経費が定められている場合はその経費を、そうでない場合はグループワークに参加した人数で按分して1人あたりの経費を算出してください。

正規雇用とはどのようなものを指しますか

- 正社員、正規雇用等の名称は問わず、原則、期間を定めない雇用（いわゆる終身雇用）のことをいいます。
- ただし、次の場合は補助の対象とします。対象となるかどうかは事前にご相談ください。
  - ①申請日時点から5年以上の期間のある雇用契約を結んでいる場合
  - ②在留期間の更新にあわせて5年以上の雇用が見込まれ、外国人材と事業所双方が今後雇用契約を延長する意思がある場合

現在仮雇用している社員は対象になりますか

- 補助金を申請する時点で正規雇用しているのであれば、対象になります。

申請手続きに必要な書類を教えてください

- 必要書類は以下のとおりです。
  - 1 補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
  - 2 補助金調書（第2号様式）
  - 3 雇用証明書（第4号様式）
  - 4 補助事業者が補助対象経費を全額負担したことを証する書類
  - 5 日本語能力試験の認定を証する書類
  - 6 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（納税義務者に対して給与の支払をする者に限る）

※「1～3」は浜松市ホームページからダウンロードできます。「4」は領収書のコピー等、「5」は認定結果通知等、「6」は浜松市から送付された通知をご準備ください。

日本語学習の開始から補助金の申請までの流れを詳しく教えてください

- 次のとおりです。

日本語能力試験の認定後1年以内であれば補助金を申請することができます。

